

一般社団法人 日本アミューズメント産業協会 「2019年度定時総会」開催



議決権のある社員総数 217名
総社員の議決権数 9,792個
出席社員数(委任状含む) 139名
出席社員の議決権総数 8,756個

一般社団法人日本アミューズメント産業協会(略称:JAIA)の「2019年度定時総会」が6月4日(火)16時~、ホテルオーノ東京(東京都港区)2階「オーチャードルーム」にて開催された。新生JAIAとして2回目となる定時総会。94社123名が出席した。

議事審議に先立ち、里見治会長が挨拶(3ページに内容)。続いて、来賓としてご臨席いただいた警察庁生活安全局保安課の山田好孝課長、経済産業省製造産業局産業機械課の玉井優子課長からそれぞれご祝辞を賜った(2ページに内容)。なお、両氏はご公務の都合により、ここで退席。



里見会長が議長に選任され、事務局からの出席者報告で定員数を満たし総会が有効に成立したことを確認後、議長が議事録署名人として山下滋理事、萩原仁理事を指名。次の審議・報告が行われた。

第1号議案

2018年度事業報告、決算報告及び監査報告承認の件

菊池事務局長が2018年度における事業状況を報告。次いで今野創監事が貸借対照表、正味財産増減計算書並びに付属明細書、財産目録及び公益目的支出計画実施報告書を監査した結果、適正妥当であることを認めるとの監査報告を行い、議長が承認を求めたところ、全会一致で承認可決となった。

第2号議案

理事の退任に伴う後任理事の選任に関する件

北嶋義則理事(AMマシン事業部:(株)タイトー)より理事退任の申し出があったことを受け、第6回理事会において後任理事候補として(株)タイトーの植村比呂志氏の推薦が決議されたことを菊池事務局長が報告。全会一致で承認され、植村氏も就任を承諾した。

報告事項

2019年度事業計画及び収支予算の件

菊池事務局長が2019年度事業計画及び収支予算に関し資料に基づき説明。(4~6ページに事業計画)



定時総会終了後、17時~同じく2階の「メイプルルーム」に場所を移し、懇親パーティを開催。187名が参加した。

まず主催者を代表して里見治会長が挨拶。キャッシュレス化の推進と規制緩和、特にリデンプションに関する話題の後、「ここ数年の中売上アップの勢いをそのまま続けていけるようJAIAの会員一丸となってがんばっていきたい」として、協力を呼びかけた。

次に、平沢勝栄衆議院議員が来賓挨拶。「平成、令和においては楽しい国家を作ろうという時代に入った。つまり、まさに皆様方の時代であり、時代の要請に応えたサービスの提供をお願いしたい。AM業界を応援したい」とのお言葉をいただいた。

乾杯の発声は石井光一副会長。「施設側と開発側がより一層1つになって、お客様が驚く機械・施設を作つていけばまだ伸びる業界。未来に向けがんばっていきましょう」と杯を掲げた。

定刻19時30分に中川実常任理事が中締め。「それぞれがフェアに競争しつつ、各会員だけでは解決できない諸問題を業界全体で取り組んでいきたい」と協会活動への積極的参加をお願いし、一本締めを行った。

AOU、JAMMAが残した軌跡をこれからはJAIAが、新たな未来に向かい繋いでまいります。

来賓挨拶



警察庁
生活安全局保安課
山田好孝課長

本日は、一般社団法人日本アミューズメント産業協会(JAIA)の定時総会がめでたく開催されたこと心からお慶び申し上げますとともに、ご列席の皆様におかれましては、平素から警察行政の各般にわたり深いご理解とご協力を頂いておりのことに対しまして、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

貴協会におかれましては、アミューズメント業界の中核組織として、業務の適正化、営業の健全化等のために多大なご尽力をされているとともに、地域懇談会、青少年指導員養成講座等地域社会との相互理解を深めるための活動、青少年の健全育成を目指した活動や各種社会奉仕活動を全国的に展開されているものと承知しており、心から敬意を表する次第であります。

さて、ゲームセンター等営業の状況に関しまして、平成30年末の営業所数及び遊技設備設置台数は、ともに前年に比べて減少しているものの、1営業所当たりの遊技設備設置台数は増加傾向にあり、営業所の大型化が見られる状況でございます。

また、平成30年中の5号営業に係る行政処分の状況を申し上げますと、処分件数は、前年に比べて10件減少の110件で、その内訳は、取消処分が5件、営業停止処分が1件、指示処分が103件などとなっております。

その違反態様については、「構造設備の維持義務違反」、「変更届出義務違反」、「従業者名簿備付け・記載義務違反」が大部分を占めております。

貴協会におかれましては、引き続き業務の適正化に向けた活動を推進されますようお願い申し上げます。

警察としても、違法行為を看過しない積極的な指導取締りを行うことにより、ゲームセンター等営業の一層の健全化等に努めてまいりたいと考えております。

次に、店舗における防犯対策等についてであります。平成30年中におけるゲームセンター等の営業所における犯罪の発生状況を申し上げますと、刑法犯認知件数は前年に比べて621件減少の3,012件で、このうち窃盗犯が全体の約85%を締めております。

犯罪の未然防止のため、巡回の強化や防犯設備の充実、不審者・不審物等発見時の通報の徹底といった店舗における防犯対策、警備対策等を引き続き徹底していくべき、「安全で安心して楽しめるアミューズメントパーク」のため、ご尽力いただきますようお願い致します。

次に、地球温暖化対策に関するお願いであります。

貴協会は、低炭素社会実行計画に基づき数値目標を掲げているところ、引き続き節電等の業界全体の取組をさらに確実なものとするため、貴協会による指導力を発揮し、より一層の尽力をお願い申し上げます。

最後になりますが、貴協会の益々のご発展と、本日ご列席の皆様のご健勝とご多幸を祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。



経済産業省
製造産業局
産業機械課
玉井優子課長

本日は、一般社団法人日本アミューズメント産業協会(JAIA)の定時総会が盛大に開催され、お慶び申し上げますとともに、お招きいただきありがとうございます。また、日頃より経済産業省の各種政策にご協力いただいておりますことに対しまして、この場をお借りして御礼申し上げます。

足下の経済動向について、色々ございますが、経済産業省としましては中長期的な取組を引き続きしっかりと進めていきたいと考えております。

新しい技術の取り込み、新しい技術が出てくることによって、今までとは違ったたくさん新しいプレイヤーが入ってくる。それにより競争が激化してくるといったようなことも今後予想されます。

こうした中で、やはり経済産業省として、「コネクティック・インダストリーズ」ということをここ数年申し上げていますが、従来の色々な人、技術、企業、業界が枠を超えてつながることによって新しいイノベーションを生みだしていく、こうした取組をしっかりと進めていきたいと思っています。

「組み合わせ」が次のイノベーション、ソリューション、あるいはビジネスを生んでいくと考えます。

JAMMAとAOUの2つの協会が一緒になり、1年前に発足したJAIAは、まさに、コネクトされることで新しい発展をされました。

アミューズメント業界の市場規模は3年連続で増加を続けているとかがっています。引き続き、新しいイノベーションを生み出しながら、業界全体としてますます発展されることを期待しております。

今年1月に開催されたJAEPOは、国内外から多くの企業が出展され、来場者は8万人超。楽しみきれないほど充実した内容だったとかがっています。

こうした機会を活用されながら、新しいマシンの開発のみならず、新しいサービス、ソリューションを提供して業界が発展されることを期待致します。

AM産業を含めた娯楽産業は、家族、友人、知人と過ごす時間を豊かにする産業です。心の豊かさがあってこそ、仕事など社会活動へのモチベーションも高まり、生産性の向上につながっていくのではと考えます。

経済産業省では「2024年、キャッシュレス決済率40%」を目標として掲げています。

AM業界でも様々な決済方法への対応、新しい料金体系に柔軟に対応できる環境が広がっていくと思われますが、是非こうした機会において、新しい機器開発、新しいマーケットの拡大につなげることを期待致します。

最後になりますが、引き続き、AM業界が里見会長のもと益々ご発展されることを祈念して、挨拶とさせていただきます。

2019年度 定時総会

会長挨拶



一般社団法人
日本アミューズメント産業協会
里見治

本日、日本アミューズメント産業協会(JAIA)として2回目の総会の開催となりました。

この席で改めて出席者の顔ぶれを見てみると、本当に業界が一本化したという感がします。

業界が1つになり、また、警察庁のご理解もあって保護者同伴時の年少者の立入時間の緩和が実現したことでのトラブルもなくなり、オペレーターにとって施設運営がしやすい環境となりました。そうしたこともあって、ここ数年、業界全体の売上が少しずつ上向きになっているということを皆さん実感されているのではないかでしょうか。

ただ、今年10月、消費税アップが予定されています。これを何とか乗り越えなければなりませんが、その対策として考えられる最たるものにアミューズメント施設における「キャッシュレス決済」があげられます。早急に普及していくけば、消費税分を上乗せしたようなかたちでプレーヤーにゲームしていただくことが可能となるからです。

一部のアミューズメント施設においては、既にQRコードの実験がスタートしています。聞くところによれば、夜間の中国人の利用率が上がっているそうで、今後、イン

バウンドに対しても、良い効果が生まれていくのではないかと期待しているところです。

既に10月まで3ヶ月余りとなり、ここまできて消費税アップが白紙となることはないだろうと個人的には思います。

アミューズメント産業界6000億円の売上の中で、8%から10%へと2%アップすることでどのくらいの影響があるかと言えば、120億円。

我々の今までのやり方では、この120億円を自分たちで背負わなくてはいけないわけで、つまり、利益が120億円マイナスになるということです。

従って、これからの大課題として、業界全体で消費税の増額分をきちんと転嫁できるような方向性を打ち出していかねばなりません。

もっとも、先ほど話しましたようにアミューズメント産業界の売上は伸びてきており、消費増税もなんとか乗り越え、この業界がより健全なものとして発展するよう、これからも皆さんと一緒にがんばっていければと考えます。

今日の総会を無事に終え、JAIAとして次のステップに進みたいと思います。会員の皆様におかれましては、どうぞよろしくご協力ををお願い致します。

第6回理事会



日時／2019年6月4日(火) 15:30～15:50
場所／ホテルオークラ東京 ケンジントンテラス
出席／里見治会長はじめ理事26名＋監事2名

1.新規会員入会に関する件

以下の2社から正会員の入会申込みがあったことを事務局が報告。推薦理事である菊池康男理事(右写真)からそれぞれ推薦説明があった後、全会一致で入会が承認された。

株式会社フォロー【AMマシン事業部 正会員】

本社:福岡市南区 代表取締役:上渕敦氏

株式会社ルルアーク【施設営業事業部 正会員】

本社:福岡市東区 代表取締役:長友伸二氏



2. JAEPO2020に関する件

闘会議との合同開催ではなく単独開催になったことを受け、JAEPOの正副実行委員長打ち合わせ会で審議した結果、2020年のJAEPOの日程(案)が下記の通りになったことを事務局が報告。原案通り、承認可決された。

会期／2020年2月7日(金)～8日(土) 〈搬入設営日:2月6日(木)〉

会場／幕張メッセ 9～10ホール

3. 定時総会開催要領に関する件 事務局提案の総会・懇親会運営次第(案)を承認。

4. その他(報告事項=年間スケジュールについて)

新理事

植村比呂志氏
(株)タイトー
執行役員開発本部長

※北嶋良則氏(AMマシン事業部:(株)タイトー)の後任として就任。



2019年度事業計画

AMマシン事業部

1. アミューズメント産業に関する調査研究及び業界統計の作成

(1) 業界統計の作成(統計・調査部会)

アミューズメント産業の一層の発展に資することを目的として、年1回の実態調査を行い、アミューズメント産業界の現状を精査する。

また、得られた調査結果を「実態調査報告書」としてまとめ、業界内外に提供して、業界理解の促進に努める。

(2) 景品提供営業のあり方に関する調査研究(AMプライズ委員会)

消費者に適正な景品を適切な方法で提供することを目的として、次の事業を行う。

- ①「景品提供営業のガイドライン」、及び「景品安全確保ガイドライン」等の広告掲載を行うなど周知徹底を図り、景品提供営業の適正化を推進する。
- ②消費者に適正な景品を提供することを目的として、業界としての適正景品を規定し、該当する旨を表示する「アミューズメントプライズマーク制度」の事業を行う。
- ③オンラインクレーンゲームの適切な運営に向け、業界の自主ガイドラインの制定を行う。

(3) 知的財産の確立に関する調査研究(調査・統計部会)

- ①会員の有する知的財産権の確立、及び保護を目的として特許・意匠等の登録出願の際に必要となる上映・商標の使用等、証明書の発行を行い、会員の知的財産権の確立に協力する。
- ②会員相互の知的財産権に係わる国内外問題を支援するため、研修会・勉強会等の実施に向けた取り組みを行う。
- ③会員の商品開発及びこれに伴う技術開発に関する情報の蓄積に資するため、業界誌等による情報収集を行うとともに、会員がいつでも閲覧できる環境を整備する。

(4) AM機の健全化及び啓蒙に関する調査研究(倫理基準の運用)(倫理委員会)

- ①アミューズメント機械の健全性を保ち、消費者に適正なアミューズメントマシンを提供するための表示マーク制度を「健全化を阻害する機械基準」に基づいて運用し、健全な機械の製造、販売及びオペレーションが適切に行われるよう表示マーク制度の啓蒙活動を行う。
- また、業務用VR機器等における映像表現について検討を行うとともに、必要に応じ機械基準の見直しを行う。
- ②ジャパン アミューズメント エキスポ等の機会を利用して、表示マーク制度の業界内外への啓蒙活動を行う。
- ③アミューズメント施設への「健全化を阻害する機械基準」の啓蒙活動を行う。

2. アミューズメント産業に関する技術の開発研究・標準化の推進

(1) 関係法令等の検討作業への協力(AM技術委員会)

安全・安心なアミューズメントマシンを消費者に提供するため、国が行う技術的な関係法規や基準等の検討を行う各種委員会に委員を派遣し、検討作業に協力するとともに、会員企業に速やかに情報提供を行う。

(2) JIS企画の策定事業(AM技術委員会—JIS検討分科会)

国による電気用品安全法技術基準のJISへの移行の流れに従い、当協会において改正発行を行い平成30年5月に国の整合規格に採用されたJIS規格「家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-82部:サービス機器及びアミューズメント機器の個別要求事項」について、引き続き、安全性の確保と国際規格との整合性を維持すべく、将来の見直しを見据え、関係機関と協調して情報収集等を行う。

3. アミューズメント産業に関する情報の収集及び提供

(1) アミューズメント文化の振興(業界プロモーション、アミューズメント産業情報の収集、協会機関紙等による情報発信、HPコンテンツ拡充、ゲームの日運営)(調査統計部会—広報

活動部会、QRコード決済推進特別委員会)

- ①アミューズメント業界の楽しさや、現状を広く一般に理解してもらうため、協会ホームページを活用した業界プロモーション活動を実施する。「JAIAホームページ(URL=http://www.jaia.jp)」を運営し、世界に向け発信する。また、各種メディアでの業界関連記事を増やすことを目的に、統計資料や業界トピック等のコンテンツをマスコミ向けに提供することで業界の話題の露出増加を図り、最終的には消費者のアミューズメント産業への理解促進につながるよう活動を行う。
- ②消費者に適切なアミューズメント機器を提供するため、行政機関や関連団体等からの各種情報の収集に努めるとともに、会員への周知徹底を図る。
- ③消費者に対し、アミューズメント機器の楽しさや、アミューズメント業界の現状を広く一般に理解してもらうため、展示会等の機会を利用してマスコミに向けた業界動向、協会活動等についての情報発信を行う。
- ④協会ホームページ等を通じて、省庁からの連絡等をはじめとした各種情報の提供を速やかに行い、会員の事業推進のサポートを行つ。
- ⑤協会広報紙「JAIAプレス」を発行し、JAIAの活動内容及びアミューズメント業界に関する時宜にあった情報提供を積極的に行う。
- ⑥消費者を対象とした「ゲームの日」等の一般参加型のイベントを実施し、国民の余暇活動の充実を図る。
- ⑦QRコード決済などアミューズメント業界のキャッシュレス化に向けた調査研究を行い、速やかな導入を進めることで消費税の適正な転嫁を図る。
- ⑧長期に亘り低迷を続けるメダルゲームジャンルについて調査研究を行い、ジャンルの活性化を図るとともに、活性化を行う。

(2) アミューズメント文化の海外への情報提供等(海外市場の拡大に向けた取り組み)(AM国際委員会)

海外のアミューズメント市場の拡大を目的とし、会員企業が展開を行う際のリスク軽減に向けた方策や市場動向に関する情報を収集し、会員に提供する。

また、日本のアミューズメント製品の海外における競争力強化や、良質な海外製品の日本市場への導入に資するため、海外の実状視察や海外展示会(中国 AAA、広州 GTI など)の視察を実施するとともに情報の共有を行う。

4. アミューズメント産業に関する展示会、講習会、研修会等の開催

(1) 展示会「ジャパン アミューズメント エキスポ(JAEPO)」の開催(JAEPO 実行委員会)

幕張メッセにおいて「ジャパン アミューズメント エキスポ 2020」を開催する。

(2) 関係法令、協会自主基準等に関する講習会の実施(広報活動部会)

アミューズメント業界に関連する各種法令や協会の自主基準に関する説明会・講習会等を開催し、会員並びに業界関係者に広く有益な情報を提供する。

また、特に中小企業に対し、新製品の時宜に適った発表の機会(S-JAEPO)を提供するほか、製品の開発意図をオペレーターにご理解いただくための説明会(新製品開発意図説明会)を開催し、業界の活性化を図る。

5. アミューズメント産業に関する内外関係機関との交流の促進

(1) 国内関係機関との交流

- ①経済産業省などの関係官庁及び同省関係団体との交流を行う。
- ②消費者に適切な映像を提供することを目的とし、映像関連の団体と映像表現の倫理に関する連絡会を開催し、団体間の情報交換を行う。

映倫管理委員会

2019年度事業計画

- (一社)コンピュータエンタテインメント協会(CESA)
コンピュータソフトウェア倫理機構
コンピュータエンタテインメントトレーディング機構(CERO)
- ③(一社)コンピュータエンタテインメント協会、日本eスポーツ連合(JESU)等の関係団体や(一財)デジタルコンテンツ協会等の周辺業界団体との連携を保ち、各種の情報収集を行う。
- ④業務用アミューズメント機器のアーカイブのあり方について情報を収集するとともに、協会としての取り組み方針を検討する。
- ⑤経済産業省が所管する「キャッシュレス推進協議会」に参画し、情報収集と提供を行うことでアミューズメント業界におけるキャッシュレス化を推進する。
- (2)海外の業界団体との交流(AM国際委員会)**
アミューズメント産業に関する世界各国の法規制や商習慣等に関する情報収集や市場調査を目的として、海外のアミューズメント業界団体と協力関係の強化を図り、交流を促進する。また、各国業界団体が業界視察として来日した際の表敬対応を行う。
- (3)海外における知的財産権保護の活動(AM国際委員会／調査・統計部会－知的財産委員会)**
会員企業の有する知的財産権を保護するため、中国、台湾、韓国等のアジアを中心として、模造行為に対する情報を収集するとともに対応策を検討する。

6.アミューズメント産業に関する登録の推進

- (1)アミューズメント機器の表示マーク制度(倫理委員会－倫理審査委員会)**
アミューズメント機器の健全性を保ち消費者に適切な製品を提供するため、「健全化を阻害する機械基準」に基づく表示マーク制度の周知徹底を図り、健全なアミューズメント機器が製造・販売・流通・営業されるように努める。
- (2)AMプライズの表示マーク制度(AMプライズ委員会)**
AMプライズの健全性を保ち、消費者に適正なプライズを提供するため、AMプライズマーク制度を適切に運用して健全なプライズが流通するよう努める。

7.前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

遊園施設事業部

1.アミューズメント産業に関する調査研究事業

- (1)遊戯施設に関する調査研究(遊園企画委員会／遊園技術委員会)**
遊戯施設に関する建築基準法をはじめとする関係法令の調査研究及び海外基準の情報収集・検討を行うとともにコンプライアンスの周知徹底を図り、事故防止のための活動を一層強化する。
また、本年度新設予定の「遊戯施設の離隔距離」に関する告示について対応できるよう検討する。

2.アミューズメント産業に関する情報の収集及び提供

- (1)遊戯施設に関する情報収集及び提供(遊園企画委員会)**
遊戯施設に関する部会員間の情報交流及び関係法令の改正等関連情報の提供を行い、会員間の情報交換を行う。
また、定期検査報告受付による遊戯施設の台数の取りまとめと地域・機種別の統計を行うなど建築関係法令以外の法令についても情報提供を行う。

3.アミューズメント産業に関する展示会、講習会、研修会等の開催

- (1)遊戯施設に関する安全対策の調査研究と安全管理講習会の開催(遊園技術委員会)**
多様化・高度化する遊戯施設においては、日常の点検整備など維持管理面における安全確保と日常営業における運転操作

など運行管理面からの安全確保がますます重要になっていることから、それらの観点からの安全確保の方策について調査研究するとともに関連法規について調査研究する。本年度は、平成8年に作成した「遊戯施設 安全管理マニュアル」の改訂作業を技術委員会において行う。
また、遊戯施設の安全をテーマに例年開催している「遊戯施設安全管理講習会」を開催する。本講習会は、昨年度91名の受講者があり、本年度も概ね同様の受講者数が見込まれる。

4.アミューズメント産業に関する内外関係機関との交流の促進

- (1)遊園施設に関する国内関係官庁及び団体との交流(遊園企画委員会／遊園技術委員会)**
国土交通省、経済産業省、特定行政庁などの関係官庁及び一般財団法人日本建築設備・昇降機センターをはじめとする関係団体との交流、役員・委員の派遣等を行う。
- (2)海外の業界団体との交流(遊園国際委員会)**
韓国のKAAPA((社)韓国綜合遊園施設協会)等の遊園施設に関する海外団体との情報交換などを行う。
- (3)IAAPAとのミーティング・交流支援活動(遊園国際委員会／遊園企画委員会)**
米国の国際的な遊園施設団体のIAAPAとの情報交換やミーティング並びに交流活動を行う。

5.アミューズメント産業に関する登録の推進

- (1)遊園施設に関する定期検査報告(遊園技術委員会)**
建築基準法第12条3項に基づく遊戯施設の定期検査報告制度の調査研究と報告書の代行受付を行う。
なお、定期検査報告制度関連の関連法規等の改正等が行われた場合は、その改正事項を調査研究し、関係者に周知徹底する。定期検査報告台数については、概ね昨年度(2018年度)とほぼ同数の1,050台を予定。
- (2)中小企業等強化法に伴う証明書の発行(遊園企画委員会)**
遊園地用設備に関し、平成30年4月に施行された生産性向上特別措置法に基づく、先端設備等導入計画について(経済産業省中小企業庁)に基づく証明書の発行事業を行う。

6.前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

施設営業事業部

1.総説

- JAIA施設営業事業部は、
**(1)アミューズメント施設が国民の余暇活動の一翼を担っていることを自覚し、
(2)青少年の健全育成にかかる責務があることに留意し、
(3)地域社会の人々と協調した防犯活動に積極的に参加し、**
もって、国民の理解と協力を得て健全な施設営業を推進することを目的として、以下の諸活動を展開する。

2.一般事業活動

- (1)公益事業活動**
 - ①地域懇談会**
地域懇談会は、法令の規制緩和に関して重要な意義を有しており、長年にわたって全国で開催してきたこの活動が、2016年6月の法改正の中で大きく評価を受けてきたところであり、2019年度も、本部事業として全国展開する。各都道府県においては、都道府県庁、都道府県警察本部、教育委員会、地域の青少年問題に携わる方々と連携を密にし、懇談会を開催する。懇談会では、相互に意見交換し、アミューズメント施設の健全性の理解を高め、施設営業に資するとともに、事業部の諸活動に理解を求める。
 - ②アミューズメント・ラブ・エイド**
児童養護施設、養護学校、老人福祉施設などの方々をアミューズメント施設に招待し、あるいは機器を各施設に持ち込む

で、アミューズメントに親しんで戴く「アミューズメント・ラブ・エイド(愛の助け合い運動)」の催しは、当会の社会福祉事業の一環として実施してきたところであり、当面は地域を限定して開催していくこととする。

(2) 業界活性化事業活動

店舗活性化推進委員会を中心として、市場活性化のための施策を立案し、加盟会員の経営基盤の拡充に努める。

①多様性のあるゲーム企画

昨年まで実施してきた全国規模大会「天下一音ゲ祭」を、発展的終了。新たな大会を開催しゲームセンター、アミューズメント施設でのコンテンツを活用した大会を、11月23日の「ゲームの日」を中心に置いて開催する。

②店舗運営能力向上に向けた企画

店舗運営の活性化にあたっては、ハードとしての遊技機器があるほかに、ソフト面としての店舗従業員の接客能力向上のためのデモンストレーションイベントを開催してきたが、より多くの会員が参加できる「オペレーション検定」をJAEPDで開催し、店舗運営の収益向上や健全化の推進を図る。

③その他活性化企画

店舗運営の活性化に資するため、会員店舗の情報共有体制を構築。店舗運営のツール提供や、ゲーム機械に特化した研修の実施などの経営支援施策となるような施策を図る。

(3) 研修事業活動

①青少年指導員養成講座

研修委員会の主導のもと、9月11日、12日の両日は東京都において、11月13日、14日の両日は大阪府において、全国防犯協会連合会との共催による青少年指導員養成講座を開催する。本年度の募集定員は両会場併せて概ね120名とする。講座では、「店舗でのトラブル対策」「青少年に対する接し方」などの実務的な問題を取り上げ、これらについてグループ・ディスカッションを行い、繁華街の施設を視察するなどして研修の効果を高める。

研修終了者には〈AOU青少年アドバイザーの証〉及びその資格を明記した名刺を交付し、各施設において指導的な役割を担ってもらい、店舗運営の向上と健全運営の推進に資する。

②店舗管理者研修会

九州・沖縄地区本部の主導のもと、店舗運営の向上に資するため、2019年度も引き続き、同地区本部において開催する。

(4) 広報事業活動

機関紙JAIAプレスには、業界のトップ・ニュースをはじめ、理事会や専門委員会などを開催したホットな話題、報告を掲載、さらに、各地区本部、府県本部の活動内容、各地区で開催される地域懇談会、店舗管理者研修会などの開催状況、アミューズメント・エキスポなどの各種イベントなどの開催状況の掲載、行政官庁からの啓蒙活動の協力等、加盟会員に情報を発信し、業界への理解に資るために管轄警察機関をはじめ、地域団体や関係諸機関に配布する。

(5) 健全化事業活動

風適法及び、風適法施行条例等の法令を遵守し、健全営業の徹底に努めるため、以下の活動を行う。

①健全営業の徹底

業界が抱える各種の規制があるが、業界が規制緩和を要望するためには、現行法規を厳守していることが前提となる。このことを加盟会員全員が認識し、施設運営の健全化を徹底する。特に16歳未満の年少者の立入り時間規制については、大半の都道府県条例において、平成28年6月23日の施行日より、保護者同伴の場合の時間規制緩和が行われているところであり、施設運営上の法令遵守を徹底する。

②健全施設ステッカー

AOUステッカーは、加盟会員と非加盟会員とを識別し、店舗のお客様には安心安全に過ごしていただける施設であることが周知されてきているところ、現在の認知度を維持しつつ、「JAIA」ステッカーへのソフトランディングを視野に入れた対応も行う。

このステッカーは、地域懇談会などでは加盟会員店舗に掲示されていることを説明し、安心・安全なアミューズメント施設

であることを説明。また、会員には、店舗の健全性の確保に努め、非会員との差別化を顕著にすることにも繋がり、その効果は大きい。

③子供110番

全都道府県全店で展開している「子供110番の家」活動を継続する。行政当局及び全国防犯協会から感謝されており、渙れなく活動の輪を広げることにより、犯罪から子供や女性等を守る地域活動に寄与する。

④規制緩和の要請

JAIA法規部と連携し、引き続き、業界の適正運営に資する規制の改正を要望していく。

3. 関係団体との連携活動

(1) 警察庁及び都道府県警察

JAIA法規部の事業として、警察庁との連携を密にし、施設営業上の諸問題に関して協議し、国民的視野に立った規制緩和について意見交換する。

各都道府県警察本部との連携に関しては、営業にあたっての法令上の問題点などについて意見交換し、業界からの要望事項を伝える。また、各警察本部本部長以下の幹部及び担当課を表敬訪問し、JAIAの活動について説明し、理解を求め、違法営業に関する徹底的な取締りを要望する。

(2) 全国防犯協会連合会

全国防犯協会連合会(全国風俗環境浄化協会)が行う事業活動を積極的に支援し、また連携を密にして、JAIAの活動について説明し、理解と協調を求める。

4. 事業部内諸活動

(1) 運営委員会

旧AOU理事メンバーからなる運営委員会を適宜開催し、JAIA理事会・総会に付すべき案件その他重要な案件について審議する。

(2) 全国情報交換会

全国情報交換会は、2019年11月20日～21日の日程で、福岡県で開催する。加盟会員が一同に会して様々な情報を寄せ合い、業界が抱える諸問題について意見交換するなどして、会員相互の結束を高める。

(3) 国内AM施設・SC施設の視察

全国各地の産業施設の視察見学を通じて、地域の産業・文化を知るとともに会員相互の情報共有の機会として、年1回(7月)行つ。今年度は、三重県志摩での開催を予定している。

JAIA統一事業活動

1. アミューズメント・エキスポ事業

2020年2月7日(金)～8日(土)、幕張メッセにおいて「ジャパンアミューズメント エキスポ2020」を開催する。

2. 業界実態調査

機器メーカー及び施設営業者などについての実態委託調査を行い、「アミューズメント産業界の実態調査」として纏め、会員及び関係諸機関・団体等に配布する。

3. ゲームの日

11月23日を「第25回アミューズメントファン感謝デー」とし、全国の各施設が一丸となってゲームの日を開催する。業界統一のプロモーションとして、各施設では無料の機器を設置し、機器に接してより楽しんで戴く試みを展開する。

感謝デーに並行して、施設利用者を対象としたアンケート調査を行い、これを「ゲームセンター利用者調査」として取り纏め、上記「実態調査」に編集して掲載し、施設利用者の実態紹介資料として活用する。

4. 賀詞交歓会

JAIA主催の賀詞交歓会を、2020年1月10日、東京において開催し、業界関係者の親睦を図るとともに情報交換をする。

AM マシン事業部

第1回AMプライズ委員会

1. 委員会構成の確認と副委員長選任について

JAIAの組織とAMプライズ委員会の所掌及び事業計画についての事務局説明の後、委員会構成を確認。次いで、タイトーの金山委員を副委員長に選任した。

2. 景品提供営業に関する規定の一本化について

景品提供営業に関し、現状、旧JAMMAのガイドラインと旧AOUの要領の2つが併存し会員から規程の一本化を求める意見が寄せられていることを受け、事務局がJAIA法規部の意見も踏まえた規程案(下記)を説明。検討の結果、内容を再度法規部に確認した上で、警察庁保安課の確認を経て最終確定し、2019年9月26日の第7回理事会で承認を得ることとした。

<規程案>

◎名称は「アミューズメント施設における景品提供営業のガイドライン」とする。

◎内容はJAMMAガイドラインを踏襲、一部を旧AOU「景品の取扱い要領」に倣り修正する。

3. オンラインクレーンゲームガイドライン案について

旧JAMMAプライズ部会で策定したものとの業界規程としては成立していない標記ガイドライン案に関し、オンラインクレーンゲーム事業を運営する会員が自主基準として遵守していることから、実際の運営内容にあわせて改正を行うことが提案され、検討。以下の内容で変更することとし、また、業界規程とすべく今後タイミングを見て理事会に上程することとした。

<変更内容と理由>

◎現行のガイドライン案では景品提供の方法について「提供した景品をもって他の景品と交換してはならない」



と規定しているが、実際の運営では提供した景品と同種の景品を別の場所にある物流倉庫から配達することがビジネスモデルとなっているため、本条文を削除する。

◎一本化した「アミューズメント施設における景品提供営業のガイドライン(案)」に合わせ変更する。

4. 2020オリパラ期間中の物流対策について

大規模な交通規制などにより大きな影響を受けることが予想される2020年のオリンピック、パラリンピック期間中の商品配送について田村委員が説明。納品がストップする事態に陥らないようメーカー、オペレーター及び物流会社を交えた分科会を組織し、引き続き情報の収集、打開策の検討などを行うこととした。

5. 景品上限価格の規制緩和に向けた取組について

JAIA法規部における規制緩和に向けた活動に協力できるよう準備(景品上限価格の規制緩和に向けた緩和理由内容等の取り纏め作業)に着手することとした。

商業施設・アミューズメント施設視察会開催のお知らせ



お問合せ／(一社)日本アミューズメント産業協会
片岡 E-mail:kataoka@jaia.jp
03-3556-5522
羽田 E-mail:haneda@jaia.jp
03-6272-9401



【スケジュール】

- 一日目／①「津南イオンモール」視察(広報担当者によるSCの再生についての講演後、「パロ」「モーリーファンタジー」視察の予定)
- ②「志摩スペイン村」視察(広報担当者による営業施策、展望等の講演の後、自由視察)
- ③SC施設事業部会

二日目／情報交換会

※参加されない方は、朝食後、宿で解散
(近鉄特急「鳥羽」駅→「名古屋」駅 約90分)

【情報交換会】

- 「伊勢カントリークラブ」(OUT-IN同時9:10スタート)
〒519-0401 三重県度会郡玉城町世古1362
TEL0596-58-4141
- ※会費25,000円(プレー代、昼食パーティ、交通費含む)
- ※ホテルから7:30にコースに向けバス出発
- ※終了後17:00にバスで「名古屋」駅(19:00頃着予定)

<日 程>2019年7月4日(木)～5日(金)

一日目／AM施設、商業施設、志摩スペイン村視察
二日目／情報交換会

<集 合>7月4日 10:30「JR名古屋駅 銀の時計」

<参加費>30,000円

(一泊夕朝食、現地観光バス含む、税込)
(個室ご希望の場合、追加17,000円)
(懇親会後に二次会を予定。別途8,000円)

※視察会参加費、個室追加代金、二次会参加費用及び情報交換会参加費用は、事前振込とさせていただきます。6月25日(火)までに指定口座にお振り込みください。

<宿泊先>「鳥羽シーサイドホテル」

〒517-0021

三重県鳥羽市安楽島町1084

TEL0599-25-5151 FAX0599-25-6552

<お申込>6月21日(金)締切(定員45名まで先着順)

7月は「青少年の非行・被害防止全国強調月間」です



7月は青少年の非行・被害防止全国強調月間

内閣府・警察庁

毎年7月は、内閣府主唱の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」です。昭和54年以来実施されているこの啓蒙活動には、JAIAも協賛団体として名を連ねています。

今年度のポスター(左写真)は、JAIA施設営業事業部事務局から会員に6月下旬に発送予定です。7月末まで店舗に掲示し、青少年の非行・被害防止にご協力ください。

ポスター掲示にて協力ください



テーマ インターネット利用に係る性被害から子供を守るために
～今、私たちができることは～

日時：令和元年 7月16日[火] 14:00～17:00 (受付13:00～)
場所：砂防会館 別館1階「淀信濃会議室」

プログラム

基調講演
講師：竹内和雄准教授（兵庫県立大学環境人間学部）
パネルディスカッション
パネラー：警察庁生活安全局少年課・村上尚久課長、他
申込方法



<内閣府主催「青少年の非行・被害防止対策公開シンポジウム」のご案内>
日時／2019年7月16日(火) 14:00～17:00(受付13:00～)
場所／砂防会館 別館1階「淀信濃会議室」(東京都千代田区平河町2-7-4)
プログラム／①基調講演(講師=兵庫県立大学環境人間学部・竹内和雄准教授)
②パネルディスカッション(パネラー=警察庁生活安全局少年課・村上尚久課長、他)
申込方法／下記ホームページより(参加費無料)

【お問合せ先】 内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付 青少年環境整備担当

TEL03-5253-2111 FAX03-6257-1905

https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/hikouhigai/sympo/s_3/gaiyou.html

健康増進法の一部を改正する法律の施行に関するQ&Aについて

望まない受動喫煙の防止を図るため、昨年7月25日、健康増進法の一部を改正する法律が公布され、改正法の施行に関し、健康増進法施行令の一部を改正する政令をはじめとする関係政省令及び告示が、本年2月22日に公布となりました。

これに伴い、厚生労働省において改正法の施行に関する事項についてのQ&Aが作成されましたので、以下のURLにて確認してください。なお、「総論関係」のQは次の通りです。

- 1-1 「多数の者が利用する施設」の定義は何か。
- 1-2 葉たばこを原料としないいわゆる電子たばこは、製造たばこにも製造たばこ代用品にも該当せず、改正法の規制の対象外となるのか。また、規制の対象外である場合、喫煙禁止場所でこれらの製品を使用している者への対応はどうのようにすればよいか。

<改正健康増進法の施行に関するQ&A>

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000506828.pdf>

定期総会懇親ゴルフコンペ

2019年6月5日(水) 31名参加
ザ・カントリークラブ・ジャパン(千葉県木更津市)



【優賞】古館和彦氏 ((株)フジユーエン)
【2位】森啓二氏 ((株)エンハート)
【3位】松嶋義則氏 ((株)コミュニケーション・ワークス)

健全化を阻害する機械基準

平成3年5月13日制定 平成8年7月31日改正 平成11年7月14日改正 平成14年10月24日改正 平成30年12月17日改正
(一社)日本アミューズメント産業協会

1. 目的

「健全化を阻害する機械基準」(以下、機械基準という。)は、(一社)日本アミューズメント産業協会(以下、協会という。)が健全で秩序あるアミューズメントマシン産業界の確立のため、公序良俗に反する機械を排除する諸対策推進の運用に活用し、もってアミューズメントマシン産業の振興に資することを目的とする。

2. 適用範囲

この機械基準は、業務用アミューズメントマシンのうち、次に規定する機種に適用し、協会会員は、健全化を阻害する機械を日本国内向けに製造、販売及びオペレーションをしてはならない。

2.1 テレビゲーム機

ビデオ画面を使用し、硬貨の投入または電子決済等により業務用としてオペレーションされるもの。

2.2 メダルゲーム機

メダリン・メダルアウト方式により業務用としてオペレーションされるもの。

3. 定義

この機械基準で用いる主な用語の定義は、次のとおりとする。

3.1 業務用アミューズメントマシン

主として「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の第2条第1項第5号に該当する営業で使用される遊技設備。

3.2 健全化を阻害する機械

4. に規定する各機種ごとに掲げられた各条件のいずれか一つ以上に該当するもの及び協会が公序良俗に反する機械と認めたもの。

3.3 4号転用メダルゲーム機

主として「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の第2条第1項第4号に該当する営業で使用または使用することを前提に製造された遊技設備(パチンコ機及びパチスロ機等)を適正に改造したメダルゲーム機。

4. 機種ごとの条件

4.1 テレビゲーム機

(1)表現の条件 公序良俗に反する内容を表現するもの、並びに卑猥、極度の暴力的、及び極度の残虐的な内容を表現するもの。

備考:公序良俗に反する内容を表現するもの、並びに卑猥、極度の暴力的及び極度の残虐的な内容の判定は、別に定める「倫理審査判定基準」に基づき協会が行う。

(2)その他の条件 公序良俗に反する機械に容易に改造できる恐れのあるもの。

(附則)

- この機械基準の目的達成のため、運用規程を別途定める。
- この機械基準は、平成11年10月1日から施行する。(平成11年7月14日)
- この機械基準は、平成14年12月1日から施行する。(平成14年10月24日)
- この機械基準は、平成31年1月15日から施行する。(平成30年12月17日)

4.2 メダルゲーム機

(1)機能・構造の条件

- 大人用及び4号転用メダルゲーム機
 - i メダルを使用できないもの。ただし、実メダルの代用として、電子化されたメダルを使用するものを除く。
 - ii プレイヤーが任意に、かつ随意にメダルを投入・払い出しできないもの。ただし、通信による転送でメダルの投入・払い出しを行いうものを除く。
 - iii クレジットがスイッチ等の操作により加算され、その枚数がメーター等に記憶される構造のもの。
 - iv 紙幣などを挿入できる構造のもの。ただし、構造がメダル貸出機として独立した機能を持ち、機械本体と通信をしていない台間メダル貸出機は除く。
 - v 硬貨の投入または電子決済等により、メダルが直接クレジットされて遊戯できるもの。
 - vi 4号転用メダルゲーム機については、5号営業への転用にあたって、払い出し率の改善および外観の変更等、適切な改造が施されていないもの。

(2)子供用メダルゲーム機

- メダルを使用しないもの。
- メダル払出装置がないもの。
- 入賞したメダルが払い出されないで、クレジットされるもの。ただし、プレイヤーが任意に、かつ隨時に払出しすることが出来る払い出しスイッチ(押しボタン)を備えているものを除く。
- クレジットがスイッチ等の操作によりリセットされ、その当り枚数がメーター等に記憶される構造のもの。
- 遊戯における最高配当枚数が99枚を超えるもの。(倍率99倍ではなく、1回の遊戯における複数クレジット・メダル掛けの場合でも1回の遊戯の配当枚数が99枚を超えるもの。)
- 3ウェイ等の構造によるもので硬貨を挿入した場合に直接クレジットされるものは、一度に投入される金額が100円を超えるもの。
- 紙幣及び500円硬貨等を挿入できる構造のもの。

(2)その他の条件 4.2. の(1)の各条件に規定する機械及び公序良俗に反する機械にディップ・スイッチまたはロム交換等により容易に改造できるおそれのあるもの。

遊園施設事業部

2019年度 遊戯施設安全管理講習会のご案内

最近の遊戯施設は、利用者の要求とともに多種多様となり、運動形態も多様化・高度化が進み、それに伴い大型化する機種も増えてきております。

これらの遊戯施設に対する安全確保には、遊戯施設を維持・管理する人々の日常の努力や確実な操作による運転などに負う部分が大切であることはいつまでもありません。

今回は、今秋に公布予定の遊戯施設の維持保全に関する告示を含めた内容で講習を行います。

主 催 /一般社団法人日本アミューズメント産業協会

後援(予定)/国土交通省、大阪府

協賛(予定)/(一財)日本建築設備・昇降機センター、西日本遊園地協会、東日本遊園地協会、日本ウォータースライド安全協会、(一社)近畿ブロック昇降機等検査協議会

受講対象者/遊戯施設の運行管理者、運転者及び技術者などのすべての関係者

開催期日/2019年(令和元年)11月29日(金曜)

開催場所/北浜フォーラム会議室(大阪市中央区北浜1-8-16 大阪証券取引所ビル)

定 員/120名

受 講 料/(一社)日本アミューズメント産業協会会員.....6,000円
建築行政担当、東日本遊園地協会、西日本遊園地協会、日本ウォータースライド安全協会会員及び定期検査報告書提出会社.....9,000円
上記以外の方.....13,000円

<お問合せ>

遊園施設事業部(酒井)
TEL03-6272-9071
FAX03-3556-5524

アミューズメント施設における景品提供のガイドライン

1. 目的

アミューズメントマシンにより提供される景品についてその種類、内容および営業方法を規定することにより、公正な競争秩序を確立するとともに、景品提供営業さらにはアミューズメント業界の将来に向けた健全な発展に資することを目的とする。

2. 定義

本ガイドラインで規定する景品とは風俗営業適正化法第2条第1項第5号で規定されるゲームセンター等における営業において使用される「遊技の結果が物品により表示される遊技の用に供する遊技設備」で提供される物品をいう。

3. 景品の内容

① 景品の価額

景品1個の価格は、風俗営業適正化法解釈基準で定められた価格を超えてはならない。

市販価格とは、景品専用に開発された商品を除き、一般市場における価格とする。

なお、景品専用に開発された商品であっても1個あたりの価格は風俗営業適正化法解釈基準で定められた価格を超えてはならない。

② 景品の種類

善良な風俗の保持、清浄な風俗環境の保持および青少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止する観点から、ゲームセンター等における正常な商習慣に照らし適合すると認められる景品に限る。また、食品衛生法の遵守および他者の知的財産権を侵害することがないようすべきである。以上の点を踏まえ、次に掲げる物品等をゲームセンター等に設置されるアミューズメントマシンにおいて提供される景品として製造・販売・流通してはならない。

- i たばこ、喫煙器具類およびこれらをモチーフにした商品
- ii 酒類、および酒をモチーフにした商品
- iii 医薬品、興奮・めまい・幻覚等の作用を目的とする有機溶剤や成分を含有する物品類

- iv 青少年の健全な育成や公序良俗を阻害する内容が印刷または記録された各種メディア(図書、写真、フィルム、ビデオテープ、CD-ROM・DVDなどの記録メディア類)
- v 性的な行為の用に供する物品および性器を模した物品類
- vi ショーツ、ブラジャー等の下着類
- vii 金券類および類似品
- viii 食品衛生法に抵触する材料を使用した物品類
- ix 偽造ブランド品や偽造キャラクターを使用したもの等、他者の知的財産権を侵害している物品等
- x 心身に危害を与える恐れのある物品等(レーザーpointer、刃物類)
- xi 動物愛護の精神に反する生物

4. 景品提供の方法

- ①1回の遊技結果に提供する景品は、複数個提供する場合にも上限は800円を超えてはならない。
- ②景品は、あらかじめ表示されている景品と同一の景品でなければならない。
- ③景品と異なる高額なものをデモンストレーションとして展示してはならない。
- ④カプセル内に品名や記号を記したチケットなどを入れ、これを景品と交換してはならない。
- ⑤提供した景品をもって他の景品と交換してはならない。
- ⑥景品が手渡しで提供される仕組みの遊技の場合においても、本要領の定めるところにより、景品の取り扱いを行わなければならない。
- ⑦風営適正化法に定めるいわゆる4号営業に用いられるパチンコ機、パチスロ機に類する遊技機、メダルゲーム、ビデオゲーム、フリッパーゲーム機等の遊技機を用いる遊技においては、景品を提供してはならない。

5. 附則

このガイドラインは、平成26年4月1日から適用する。

- キャッシュレスでゲームがしたい。(北海道・47歳・♂)
- ゲームをしないのに席にずっと座っている人がいて、私がゲームできなかつた時に店員さんが注意してくれなかつたのが、残念。(大分・20歳・♀)
- 待つスペースがないので、隣のメダルゲームのイスに座っているのが現状です。それでメダルゲームする人の迷惑にならないと良いが…。それから、営業時間の延長をしてもらえたうれしいです。正月は少し長かったけど、普通の週末も延ばしてもらいたいと思います。(愛知・25歳・♂)
- メダル貸機のメダル貸出枚数を増やしてほしいです。(大分・37歳・♂)
- 客層に合わせて新しいコーナーを作つてほしい(キッズメダル等)。(大分・20歳・♂)
- やり方があまりよくわからないメダルゲームが結構ある。(大分・24歳・♀)
- ゲームで動くことが多かつたので、暑かつたかな…。(永野・29歳・♀)
- スタッフの動きが遅くて、見ていてイライラする。(長野・21歳・♂)
- 通路が狭いのをなんとかしてほしいです。(愛知・33歳・♂)
- カード補充が遅い! (愛知・31歳・♂)

ユーチャーの声



- 無料チケットで遊べるクレーンゲームの種類を増やしてほしいです! (大分・19歳・♀)
- 音ゲーがうるさい。(愛知・24歳・♂)
- 音ゲーに仕切りがあると良いと思う。他の人の迷惑になりにくいし、集中してプレイできるから。(岐阜・24歳・♂)
- 卓球台を置いてほしい。スポーツ系ができると良いから。(愛知・24歳・♂)
- メダルゲームのパチンコ・パチスロゾーンだけは終日喫煙可能にしてほしいんだけどなあ。(愛知・34歳・♂)
- プラチナ会員になった時には、メダル預かりの期間をなくすか、それでなければ期間を長くしてほしい。(大分・28歳・♀)
- 夜は、メダルのミリオンジャックポットの回数を増やすとかしてほしい。(大分・30歳・♂)
- 老人でも遊べるメダルゲームを希望します。(大分・59歳・♀)
- スロットのレトロ台を置いてほしいです。(大分・21歳・♂)
- 定員さんの愛想が良いので気分良く遊べます。プッシュゲーがが多いのもうれしいです。(兵庫・32歳・♀)
- クレーンでなかなか取れない時に店員さんを探しますが、見当たらぬことが多い、あきらめる時がよくあります。(兵庫・26歳・♀)